

パーソナルデータの利活用と個人情報保護法改正

内閣委員会調査室 久保田 正志

はじめに

情報通信技術の飛躍的な進展により、多種多様なデータ（いわゆる「ビッグデータ」¹）の収集・分析が可能となり、これによる日本発のイノベーション創出が期待されている。

ビッグデータの中でも特に利用価値が高いとされるのはパーソナルデータ²であるが、その利活用については、個人情報保護の観点から様々な問題が指摘される。

パーソナルデータの利活用に向けては、平成 26 年 6 月 24 日に「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（以下「大綱」という。）が高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において決定されており、大綱に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という。）の改正案が平成 27 年の通常国会に提出される方向である。

本稿では、個人情報保護法施行以降の個人情報保護に関わる状況、ビッグデータ・パーソナルデータをめぐる状況と利活用の動き、大綱に基づくパーソナルデータの利活用の方向性・問題点等について概観する。

1. 個人情報保護法の成立以降の制度見直しの議論

個人情報保護法は、平成 17 年 4 月 1 日から全面施行された。同法の目的を定める第 1 条は「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と規定する。個人情報の有用性を前提としつつ、個人の権利利益を保護するという仕

¹ ビッグデータについては明確な定義はないが、「I C T（情報通信技術）の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ」などと説明されている（「ビッグデータの活用に関するアドホックグループの検討状況」（平成 24 年 4 月 24 日）総務省ビッグデータの活用に関するアドホックグループ）。

より具体的な説明としては「一般的には、数百テラバイトからペタバイト級を超える情報であって、統計手法を用いて何かしらの解析結果を得ることを目的とするもの」ともされる（石井夏生利「アメリカにおけるビッグデータの利用と規制」『ジュリスト』第 1464 号（有斐閣 平 26. 3））。

² パーソナルデータについても明確な定義はないが、個人情報保護法が規定する「生存個人の識別情報」よりも広く、位置情報や購買履歴などの個人識別性のない情報も含まれた「個人に関する情報」を指すとされる（総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書」（平 25. 6. 12）を参照）。

組みである。

同法の施行により、個人情報保護についての国民の意識が高まる一方、いわゆる「過剰反応」問題が生じた。特に、同法第 23 条（文末の条文を参照）は、あらかじめ本人の同意を得ないで行う個人情報の第三者への提供を一定の要件に係るもの以外は原則禁止していることから、災害時要援護者の名簿や学校の緊急連絡網等の作成が困難になったことが報告されてきた³。

こうした状況について、内閣府の国民生活審議会で検討が行われたが、平成 19 年 6 月 29 日に出された「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」では、個人情報の第三者提供の原則禁止規定等について法改正の必要性はないと判断し、「過剰反応」問題についてはまず、国民へ個人情報保護制度の周知徹底を図っていくべきであるとした。

この後、個人情報保護法の所管は平成 21 年 9 月に発足した消費者庁に移り、同時にスタートした内閣府の消費者委員会（第 1 次：平成 21 年 9 月～23 年 8 月）では、個人情報保護専門調査会を平成 22 年 8 月から発足させ、同法とその運用について検討を行った。同調査会が平成 23 年 7 月に出した報告書では、検討課題として「個人情報保護法制は、事業者や行政機関等が遵守すべき義務を定めている。したがって、個人である本人が個人情報保護法を名目として個人情報の提供等を差し控える事例は、法規制による萎縮というより、むしろ個人の不安感や誤解のあらわれと考えられる。本人が個人情報を提供するかないかの判断は、個人の人格尊重の理念の下、原則として本人の意思に委ねられることに鑑みれば、個人が自己の個人情報とどのように付き合うかという自律的な倫理の啓発や、事業者等が個人との間で信頼関係を構築するために求められる取組等の観点から検討する必要がある」との見解が示され、また、過剰反応問題については「事業者、行政機関又は地方公共団体等が、個人情報保護法制（条例を含む）では制限されていないにもかかわらず、個人情報等の提供を差し控えるケースについては、本人の権利利益を保護する法の目的と、健全な民主主義社会の存立に不可欠な公益性、公共性の観点から公にすべき情報の流通が両立されるよう、施策の方向性を検討する必要がある」との見解が示された。

このほか、現行個人情報保護法制においては主務大臣制により個別事業者への指導等を行っているところ、自主性・独立性を保障された第三者機関を設置して関与させるべきとの議論については、検討課題として「社会保障・税番号制度の検討における議論を参照しつつも、個人情報保護法制の全体像を視野に入れた構想として、具体的な在り方や想定される効果等を検討する必要がある」などとし、当時検討されていた社会保障・税番号制度における第三者機関の在り方が決まるのを待って検討すべきとの方向性が示された。

平成 23 年 9 月からの第 2 次消費者委員会では、個人情報保護法制は審議の対象とされていない。

平成 25 年に成立した社会保障・税番号制度導入のための「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」

³ 災害時要援護者（避難行動要支援者）の名簿については平成 25 年の災害対策基本法改正で作成が義務化されたため（同法第 4 章第 3 節）、個人情報保護の「過剰反応」により作成ができないという事態は無くなった。

という。)」では、「国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずること」を任務とする特定個人情報保護委員会をいわゆる三条委員会（独立行政委員会）として設置することとした（同法第 37 条、設置は平成 26 年 1 月から）。

同法は個人情報保護法の特別法と位置付けられ、個人番号に係る事案については、個人情報保護法上の主務大臣による監督体制が十分に活用されるとともに、特に重要な事案や緊急性の高い事案について、特定個人情報保護委員会の資源が重点的に投下される。仮に個人番号を含む個人情報が漏えいした場合は、同委員会は立入検査等を実施し、また、違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告、命令することができるとされ、再発防止策を講ずるよう求めることや、漏えいに係る個人情報の回収等を求めることなどもあり得るとされる⁴。

このように、個人番号に係るトラブルについては、第三者機関である特定個人情報保護委員会がその是正等を行うことができ、単に主務大臣が事業者等を指導する現行の個人情報保護法制よりも保護体制は手厚いものとなっており、個人情報保護全般に関わる第三者委員会を設置すべきという主張が強まってきている。

2. ビッグデータ、パーソナルデータをめぐる状況

「ビッグデータ」という言葉が登場したのは 2000 年代半ばとされている。ビッグデータは文字どおり「膨大な情報」であるが、これについては当然「処理、分析、活用」が必要で、また、データ処理においては、情報量のほか、処理の速さと情報の多様性も必要とされており、データが単に膨大であればよいというものでもないとされる⁵。

ビッグデータを使用しての分析では、膨大な情報を扱うことになるので、従来の統計手法であるサンプリングによるデータ分析よりは誤差が少なくなるとされている。また、大量のデータを用いての分析は事象の因果関係よりは相関性を分析するのに適するとされ、また、事案の絞り込みに威力を発揮するとされる⁶。

ビッグデータによる分析での成果の例としては、空港周辺の天候状況と航空機の遅延との関係を分析しての航空機遅延予測の実施、あるいはバスに無線センサーを取り付けてエンジンをモニタリングし、故障発生を予測するといったものがある。

ビッグデータのうち、インターネット上の情報については、特にパーソナルデータの利活用が始まっている。例えば、インターネット事業者がネットショッピングでの顧客情報を基に、当該顧客が次に買いそうなものを予測して商品のデータを提供するといったサー

⁴ 番号法については、寺西香澄「番号制度による国民の利便性向上と行政運営の効率化の実現」『立法と調査』No. 343（2013. 8）3～22 頁を参照。

⁵ 赤間世紀『「ビッグデータ」がわかる本』（工学社 2014 年）15 頁以下。

⁶ V・M=ショーンベルガー、K・クエキ著、斎藤栄一郎訳『ビッグデータの正体』（講談社 2013 年）第 1 章を参照。

ビスが既に行われている。個人の購入履歴等のパーソナルデータが正に有効性の高いビッグデータとして、各企業がその取扱いを積極的に検討しているのである。

パーソナルデータのうち個人情報保護法における個人情報、すなわち「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」⁷については、当然、同法に基づく厳重な取扱いが求められるため、個人識別ができない「匿名化」されたパーソナルデータの利活用が、新産業・新サービスの創出に貢献できるものとして注目されている。

もっとも、匿名化されたパーソナルデータであってもビッグデータとしての分析の仕方によっては、特定個人を識別し、更に該当者の思想、信条、性癖のようなプライバシーの中核に当たる部分まで暴露することを可能にするという懸念がある⁷。

現行法制でも、他の情報とマッチングすることで容易に特定個人を識別できるものであれば、匿名化されたパーソナルデータでも個人情報保護法上の「個人情報」に該当するとされる。情報法制の第一人者である宇賀克也東京大学教授は、

- ① 他の事業者に通常の業務では行っていない特別な照会をし、当該他の事業者において、相当な調査をしてはじめて回答が可能になる場合
- ② 内部組織間でもシステムの差異のため技術的に照合が困難な場合
- ③ 照合のため特別のソフトを購入してインストールする必要がある場合

のような場合を除いては「他の情報と容易に照合することができる」という条件に当てはまるので、個人情報たり得るとしているが、個人識別の可否については当該情報を取り扱う者ごとに異なり得る相対的なものともしている⁸。

そして、情報が様々な形で照合できることを考慮すると、そもそも個人情報の匿名化はビッグデータの時代においては困難になることが多く、どの程度の措置を講ずれば情報の匿名化が行われたといえるのかも不明確になる。このため、現行個人情報保護法の対象外となる「本人を識別できないパーソナルデータ」の定義は不明確となり、結局、企業がパーソナルデータの利活用を躊躇する原因になるとされている⁹。

このように、パーソナルデータの利活用については、匿名化されていても個人情報の漏洩あるいはプライバシー侵害につながる懸念があり、「匿名化」の定義も曖昧であるため、ビッグデータとしてのパーソナルデータの利活用の前提として、パーソナルデータの「匿名化」の定義を明確にし、それに応じた法制度の整備が必要となる。

⁷ ビッグデータの利用によるプライバシー侵害の危険性については、前掲『ビッグデータの正体』225 頁以下を参照。

⁸ 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説 第4版』（有斐閣 2013年）29頁

⁹ 宇賀克也「ビッグデータと消費者保護」『平成25年度消費者政策の実施の状況』108頁

3. 大綱決定に至る経緯

パーソナルデータの利活用については、総務省において平成24年11月から「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」（座長は堀部政男一橋大学名誉教授）が発足し、平成25年6月12日に報告書が公開された。

同報告書においては、パーソナルデータの利活用の枠組みの実施についての具体的な方向性として、①プライバシー・コミッショナー制度¹⁰の検討、②マルチステークホルダープロセス¹¹等の実効性確保のための取組を挙げ、また、「パーソナルデータ利活用のためのアクションプラン」では、①マルチステークホルダープロセスによるルール策定等、②パーソナルデータ保護のための関連技術の活用、③パーソナルデータ利活用のルールの遵守の確保、を先行的に実施する事項として挙げた。

第二次安倍内閣は、平成25年6月14日に「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定した。同宣言では、「オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシーの保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの策定等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定する」とした。

そして、同宣言に基づく検討に入るために同日、IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織として堀部一橋大学名誉教授を座長とする「パーソナルデータに関する検討会」が発足した。

同検討会は、12月10日に「パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方針」を策定し、12月20日に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が同方針を決定した。

同方針では、パーソナルデータの利活用に関する制度見直しに関し、「個人情報及びプライバシーを保護しつつ、パーソナルデータの利活用を躊躇する要因となっているルールの曖昧さの解消等を目指して行うべき」として以下の3点を方向性として挙げた。

- ① ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し
- ② プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し
- ③ グローバル化に対応した見直し

そして、同方針に基づき、詳細な制度設計を含めた検討を加速させ、検討結果に応じて、平成26年6月までに、法改正の内容を大綱として取りまとめ、平成27年通常国会への法案提出を目指すこととした。

これを受けてパーソナルデータに関する検討会が再開され、平成26年6月19日に同検討会は大綱を策定し、同24日にIT総合戦略本部において決定された。

¹⁰ 「パーソナルデータの保護のための独立した第三者機関」をいう。

¹¹ 「国、企業、消費者、有識者等多種多様な関係者が参画するオープンなプロセス」をいう。

4. パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱概要

平成 26 年 6 月 24 日に決定された大綱の概要は、以下のようなものである。

(1) 基本的な考え方

「情報通信技術の進展により、多種多様・膨大なパーソナルデータが収集・分析されてきているが、その利活用に取り組む事業者が、特に個人の権利利益侵害に係る問題は発生させていないものの、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ（グレーゾーン）のために社会的な批判を懸念して、利活用に躊躇するという『利活用の壁』が出現しており、これまで、パーソナルデータの利活用が十分に行われてきているとは言難い」とし、「このような現状に鑑み、政府の成長戦略においては、データ利活用による経済再生を一つの柱として掲げており、特に利用価値が高いとされるパーソナルデータについて、事業者の『利活用の壁』を取り払い、これまでと同様に個人の権利利益侵害を未然に防止しつつ、新産業・サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行うことが求められている」と現状を分析する。

そして、以下の 3 点を制度改正により実現すべき新たな枠組み・ルールのポイントとして挙げている。

- ① パーソナルデータの利活用は、目的外利用や第三者提供において大きな効果をもたらすことから、それらを本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組みを導入する。
- ② グレーゾーンの内容や、個人の権利利益の侵害の可能性・度合いは、情報通信技術の進展状況や個人の主観など複数の要素により時代とともに変動するものであることから、これに機動的に対応可能とするため、法律では大枠のみ定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン並びに民間の自主規制により対応するものとする。
- ③ バランスのよい保護及び利活用の推進に向けて、法令や民間の自主規制を実効性あるものとして執行するために、独立した第三者機関の体制を整備する。

なお、「制度改正に当たっては、国境を越えたデータの流通を阻害することがないよう、国際的に調和のとれた我が国として最適な制度とすることを目指す」としている。

(2) 制度改正の基本的な枠組み

大綱では、上記(1)①から③までに挙げた事項について、具体的には以下の制度改正を要するとしている。以下、制度改正の項目を記し、若干の説明を加える。

ア 本人の同意がなくともデータを利活用可能とする枠組みの導入

- ① 法律上原則として本人の同意が求められる第三者提供等を、本人の同意がなくても可能にする枠組みとして、「個人の特定性を低減したデータ」への加工と、本人の同意の代わりとしての取扱いを規定する。
- ② 医療情報等のように適切な取扱いが求められつつ、本人の利益・公益に資するために一層の利活用が期待されている情報も多いことから、萎縮効果が発生しないよう、適切な保護と利活用を推進する。

上記のうち①については、現行の個人情報保護法第 23 条は、あらかじめ本人の同意を得ないで行う個人情報の第三者への提供を原則禁止しており、その改正が必要となる。なお、パーソナルデータの完全な「匿名化」は困難なことから「個人の特定性を低減したデータ」という表現になっている¹²。

②については、医療情報等のいわゆるセンシティブ情報について、同法第 6 条は「保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」と定めており、こうした規定との調和が必要となろう。

イ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

- ① 事業者が利活用に躊躇しないよう、「個人情報」の範囲を明確化し、本人の権利利益の侵害が生じることのないようその取扱いを規定。
- ② 技術の進展に迅速に対応することができる制度の枠組みとする。
- ③ パーソナルデータの利活用の促進と個人情報及びプライバシーの保護を両立させるため、マルチステークホルダープロセスの考えを活かし、消費者等も参画する民間主導による自主規制ルールを創設。
- ④ 民間団体が、業界の特性に応じた具体的な運用ルール（例：個人の特定性を低減したデータへの加工方法）や、法定されていない事項に関する業界独自のルール（例：情報分析によって生じる可能性のある被害への対応策）を策定し、その認定等実効性の確保に第三者機関が関与する枠組みを構築。

上記のうち①については、現行法制で保護される個人情報は「個人識別情報」となっているが、非識別情報であってもマッチング等で個人識別情報となり得る情報が多く、どこまで処理すれば「個人の特定性を低減したデータ」と認めてよいのかが論点となろう。

④については、現行制度では、個人情報保護法第 4 章第 2 節で「民間団体による個人情報の保護の推進」を定め、これに基づき各業界ごとに「認定個人情報保護団体」が結成されて苦情処理等に当たっているが、民間団体にはコンプライアンスの面からより幅広い活動が求められると考えられる。

ウ 第三者機関の体制整備等による実効性のある制度執行の確保

- ① 法定事項や民間における自主的な取組について実効性ある執行を行うため、国際的な整合性も確保しつつ、第三者機関の体制を整備。
- ② 第三者機関については、特定個人情報保護委員会を改組し、パーソナルデータの保護及び利活用をバランスよく推進することを目的とする委員会を設置。
- ③ 第三者機関は、現在個人情報取扱事業者に対して主務大臣が有している機能・権限に加え、立入検査等の機能・権限を有し、また、民間の自主規制ルールの認定等

¹² 「完全な匿名化」の困難性については、パーソナルデータに関する検討会の下に設置された「技術検討ワーキンググループ」の報告書（平 25.12.10）、宇賀克也等「鼎談 パーソナルデータの利活用に向けて」『ジュリスト』第 1472 号（2014.10）を参照。

及びパーソナルデータの越境移転に関して相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を認証する民間団体の認定・監督等を実施。

- ④ 事業者が法令違反に当たる行為をした場合等の手段として、現行の開示等の求めについて、請求権に関する規律を定める。

第三者機関の設置については、番号法に基づく既存の特定個人情報保護委員会をどのように改編し、充実強化して実効性のある個人情報保護を行わせるかが議論となろう。

5. 大綱決定後の状況・今後の見通し

平成26年6月24日の大綱公表後、6月25日から7月24日までの間、大綱はパブリックコメントに付され、個人142名、法人・団体71社の計213名・団体から1,051件の意見が寄せられた。

また、大綱に対して、7月15日に消費者委員会（第3次）から「意見」が出された。その主な内容としては、

- ① 個人が特定される可能性の低減したデータの取扱いについては、「適正な取扱い」の実効性を確保するため、「適正な取扱い」に違反する行為を刑事罰の対象とすべきである。
- ② 保護対象となる個人情報が過度に限定されないように、検討を進めるべきである。
- ③ 個人情報の取得時における利用目的を変更する場合の手續を本人が十分に認識できるようにする。そのための事業者及び自主ルールを策定する民間団体の取組みを促進する。
- ④ 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みを創設する。
- ⑤ 第三者機関の体制整備等により実効性ある制度執行を確保する。また、違反是正のための勧告・命令の対象を制限することは避ける。
- ⑥ いわゆる「名簿屋」に関連する問題として、
 - i 個人が特定される可能性が低減されていない個人情報の移転についての第三者機関等の関与
 - ii 名簿等の個人情報リストを入手・保有する事業者の責任の明確化
 - iii 情報のロンダリングを許さないトレーサビリティの確立
 - iv 不正の手段により流出した個人情報の削除
 - v いわゆる名簿屋に対する規制

といった点が挙げられている。

さらに、消費者委員会は、7月に発覚したベネッセコーポレーションの個人情報流出事案等を受けて、9月9日に「いわゆる名簿屋等に関する今後検討すべき課題についての意見」を公表し、上記⑥に関連して以下のように論じている。

- i オプトアウト¹³規定により本人の同意なしに個人データ¹⁴の第三者提供を行う事業者・データ受領者にも第三者機関への届出義務を課し、届出事項は公表する。
- ii 不正取得された個人情報の流通の防止のため、データ提供者・受領者への適正取得であることの確認等を義務付ける。
- iii 適正手続を経ずに提供を受けた個人情報は、本人からの利用停止・消去請求に応じることを義務付ける。
- iv 事業者が保有する個人データの取得手段、取得元、提供先についての公表・開示を義務付ける。
- v 第三者提供を受けた加工された個人データから個人データを復元した場合は、この個人データも第三者提供を受けたものとみなして制度を適用する。
- vi 名簿屋の実態を明らかにした上で必要な業規制を検討する。

大綱についてのパブリックコメントでの意見や消費者委員会の2回にわたる意見が、今後の立案作業にどのように反映されるかも注目される。

おわりに

ビッグデータ・パーソナルデータの利活用については、個人が特定される可能性の低減したデータの第三者提供をどのように制度的に構築していくかが焦点となる。

この構築に当たっては、個人情報保護法制の発足以来、国民に漠としてあるプライバシー侵害に対する「不安感」を払拭し、過剰反応が起こらないようにすることが重要で、名簿屋への対策もその一環として捉えることができる。

ただ、IT技術が更に進歩すれば、現在の技術では個人のプライバシー侵害につながる情報も容易に個人識別情報に転化できるようになることは十分に想定され、パーソナルデータの利活用と、プライバシー保護の両立は永続的な課題となっていくことは念頭に置く必要がある。

¹³ 本人の申出により個人情報利用を停止させる方式

¹⁴ 「個人データ」とは、「個人情報データベース等を構成する個人情報」をいい（個人情報保護法第2条第4項）、「個人情報データベース」とは、「個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」等をいう（同法同条第2項）。

参考 個人情報保護法

(第三者提供の制限)

第 23 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(くぼた まさし)